

令和5年12月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年12月19日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時42分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員


教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	吉田 美和子
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	増田 慎
財務課長	山下 芳彦
教職員企画課長	野村 雅朗
参事兼教職員人事課長	田村 暢
インクルーシブ教育推進課長	森 由佳
高校教育課長	渡貫 由季子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	大河原 邦治
特別支援教育課長	片山 葉子
文化遺産課長	菅原 一郎
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 12 月定例会 会議日程

日時 令和 5 年12月19日（火） 9 時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
(オンライン会議システムを併用)

### 1 議事

#### 日程第 1

定教第31号議案 令和 6 年第 1 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

#### 日程第 2

報第13号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について

報第14号 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第15号 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第16号 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第17号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第19号 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第21号 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第22号 令和 5 年度12月補正予算案に対する意見の申出について

### 2 協議・報告事項

報告 1 令和 5 年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について

報告 2 県指定天然記念物及び名勝について

## 教育委員会12月定例会 会議録

- 教育長           ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員ですけれども、常陸委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 常陸委員           (了解)
- 教育長           本日の議題ですけれども、日程第1として「令和6年第1回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」の付議案件があります。  
また、日程第2として「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について」ほか9件の報告案件があります。  
さらに、協議・報告事項として「令和5年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について」ほか1件の報告があります。  
お諮りをいたします。日程第1の定教第31号議案は知事に意見を申し出る案件ですので、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員           異議なし。
- 教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。  
また、日程第2の報第15号から報第21号までの各案件は、それぞれ関連する案件ですので、続けて報告を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員           異議なし。
- 教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。
- 下城委員           それでははじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告1に入ります。

## 報告 1

### 令和5年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について

説明者 増田行政課長

行政課長

ファイル06をお開きください。「令和5年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について」ご報告します。本件は、県内の公立中学校及び義務教育学校の卒業予定者を対象に、県教育委員会が実施した「令和5年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望調査」をまとめたもので、「調査期日」「調査対象」は資料記載のとおりです。集計結果のポイントとしては、2点です。

まず一点目は、高等学校等への進学を希望する生徒の割合が、前年度より低下したことです。1/32ページの「表」総括表をご覧ください。「表1」の左の「区分」の一番上、「卒業予定者総数」は67,019人で、前年度に比べ965人減少しました。そのうち「高等学校等進学希望者」は64,842人で、卒業予定者総数に占める構成比は96.8%となり、前年度の96.9%に比べ0.1ポイント低下しました。その内訳ですが、区分の上から3段目「高等学校（全日制）進学希望者」の割合は89.2%で、前年度の89.7%に比べ0.5ポイント低下、その下の段「高等学校（定時制）進学希望者」の割合は1.3%で、前年度の1.2%に比べ、0.1ポイント上昇、その下の段「高等学校（通信制）進学希望者」の割合は4.4%で、前年度の4.2%に比べ0.2ポイント上昇しました。

2/32ページをご覧ください。集計結果のポイントの二点目は、県内公立高等学校（全日制）への進学を希望する生徒の割合が、前年度より低下したことです。「表2」をご覧ください。高等学校（全日制）への進学希望者の内訳ですが、「表2」の左「区分」の上から3段目「県内 公立高等学校」への進学希望者の割合は76.1%で、前年度の76.3%に比べ0.2ポイント低下しました。その下の段の「県内 私立高等学校」への進学希望者の割合は、令和2年度から上昇していましたが、今年度は8.1%で、前年度の8.2%に比べ0.1ポイント低下し、また、一段飛ばし、その下の段の「県外 私立高等学校」への進学希望者の割合は4.3%で、前年度の4.5%に比べ0.2ポイント低下しました。概要は以上です。

なお、今回の調査結果については、11月27日に県ホームページで公表し、生徒たちへの進路指導の基礎資料として活用されています。私からの報告は以上です。

下城委員

それでは質問がありましたら、お願いいたします。

では、私から。これはまだ10月の調査なので、途中ではありますが、前年度と比較して希望者が0.1ポイント減っている。その分、増えているところも若干、通信制などがあるのですが、それで、元々のパイが大きいので、吸収されているわけではないので、前年度よりも未確定者が増えていると思えるのですが、もしかして、不登校者が増えているというようなことがあれば、懸念材料になってくるわけなのですから、どういう理由なのか、分かっている範囲で教えていただけないでしょうか。

行政課長 未確定者について、未確定者の内訳とその理由、例えば、不登校だから未確定だとかそこまでの状況までは調査はしていない状況ですが、10月20日時点で、調査を行った段階での未確定と、その背景にあるのが、状況としては、例えば、体調不良でたまたま登校ができなかったとか、あとは、病気のため入院していただとか、あとは、学校に籍はあるがインターナショナルスクールなどに通学をしているだとか、そういった状況等で調査ができなかったという理由が、市町村教育委員会等から報告としては入っている状況です。

下城委員 とはいえ、昨年度よりも減っているわけですから、我々としては、一層の県立高等学校のアピールというのをしないといけないと思います。よろしくをお願いします。  
他にいかがでしょうか。

子ども教育支援課長 今の、未決定の者が多いというところで、下城委員がおっしゃるように、不登校の子どもも一定数含まれていると考えています。ただ、中学校においては、不登校の子ども、また、その保護者に対して、様々な進路選択の情報を、粘り強く家庭訪問や面談等を通して、しっかりとお伝えする中で、その子どもの社会的自立に向けてどのような支援ができるのか、また、その子どもの社会的自立に向けた適切な進路選択は何かということについて、伴走しながら一緒に考えているという取組を継続していると認識をしています。以上です。

下城委員 そうですね。よろしくをお願いします。  
他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 私も今の下城委員と同じように、高等学校等への進学希望割合、それから、県内公立学校への希望者が両方とも低下しているという状況の中で、各小・中・高を含めてキャリアパスポートという考え方で、特別支援学校等もそうでしょうけれども、子どもたちの進路というか、生き方指導みたいところで、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へという形で継続をして指導ができるようにしていくということが取り組まれていると思うのですが、そういう観点から見たときに、キャリアパスポートの活用状況とか、小から中、中から高への引継ぎというのが適切に行われている状況なのかどうかというところについて、まずお伺いしたい。

子ども教育支援課長 キャリアパスポートの適切な引継ぎということですが、小学校から中学校への引継ぎにおいては、基本的には市町村立の小学校からその学区の中学校にということが大半を占めておりますので、そういう中で学校間で適切に引き継がれていると認識しています。また、小学校卒業後、地域の中学校ではない中学校に進学するお子さんも一定数いますので、その場合も学校間で引継ぎを行っています。また、中学校から高等学校については、設置者が異なる学校へ進学するということがほとんどですので、その場合も生徒本人を介してではありますけれども、しっかりと高等学校に持参し、また、それを受け取った高等学校もその後のキャリア教育に活かすという

ことで引継ぎをしております。そのような周知、また、依頼の文書を県教育委員会としても発出しているところです。以上です。

笠原委員 中学校から高等学校へ引継ぎされたキャリアパスポートの活用で、具体的に高等学校段階で、どのように取り扱われているか教えていただけますか。

高校教育課長 高等学校の方では、本人が持ってくるわけなのですが、それをもとに、高等学校の方でのキャリアパスポートを、自分の振り返りを含めながら、目標を設定したり、節目ごとに振り返りをして、先生と面談をして、その結果を自分で書き込んだりと、そういったような振り返りのためにこれまでのキャリアパスポートというのを活用しています。

笠原委員 数値を見たときに、県立も含めてですが、高等学校以外の選択肢が子どもたちの中に生まれてきたりとか、それから、自分自身の将来に対しての多様な選択に悩んだりとかしているという状況が見え隠れしてくるわけですが、出口でどうこうというよりは、やはり、今のお話にあったように、小・中・高という長いスパンの中で子どもたちの生き方指導も含めてやっていくという観点から考えると、その辺の取組が「引き渡しましたよ」で終わってしまっているのか、本当に適切にそれを活用して、この趣旨に合った形での選択が行われて、こういう結果になっているのかということも、もう少し検証していく必要があるという気がします。特別支援学校では、進路に関しては、社会的自立というところで非常に重要な部分があるかと思うのですが、特にこの間の動向として気になる動きというのはあるのですか。それとも、あまりこのところ大きく変わっていることはないのでしょうか。

特別支援教育課長 特に大きく変わっているところはないかと思いますが、ただ、高等部に関して言えば、選択肢が広がっているという状況がありますので、中学校での進路指導とか、それから、ご本人がどういう進路を選択していくのかという指導は重要になってきているとは思いますが。

下城委員 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 中学校卒業予定者が965人減っている、1,000人ぐらい減っているのですよね。少子化の波を何となく実感する数字ですよね。そういった中で、高等学校進学希望者の中で、昨年から今年に関して増えているものが定時制進学希望者、あるいは、通信制希望者がわずかながらでも増えている。この方々が、何も全日制は絶対よいというわけではないと思うのですが、こういった方に「いやいや、通信制ではなくて、あるいは定時制ではなくて、全日制を希望して頑張ってみたらどうだ」とかという働きかけをするものですか。それとも、それはそれで任せているものなのですか。

子ども教育支援課長 中学校の進路指導、また、キャリア教育については、本人の希望や適性とい

うところをしっかりと受けとめ、話を聞き、本人の進路決定を後支えするという形になろうかと考え、現在、多様な学びの場がありますので、本人が定時制で学びたいということや、通信制で、例えば「私はスポーツや芸術を頑張っていて、通信制で学びながらそちらに力を入れたい」という子どもも増えていると感じています。そうしたことから、定時制・通信制の希望者が増えているということが、一つ考えられると認識しています。

吉田委員            そういう積極的通信制、積極的定時制とかは、何らどこも思うことはないのです。バックグラウンドとして家庭的な背景だったり、いろいろなことで、本人は「本当はこういうふうな形で学びたいのだ。それがなかなか家庭的、あるいは社会的要因でうまく満足できない」ぐらいの方たちが少なからずいるのではないかな、という形で感じるため、少し質問しただけなのですけれど。というのは、精神科の医師として、やはりそういったような家庭とかいろいろなものを見てみると、本人の中からそういったのだけど、やはり家庭の事情で、あるいは少なからず両親、あるいは母親だけ父親だけ、そういったような中で、どうも複雑な部分のところがあったりする。そういったところに、本人がある意味での諦めで、そのようなことを思っているのであれば、何かしらアプローチしてあげて、そういったチャンスを与えてあげられるようなルートがあればありがたいと思ったため、発言させてもらいました。以上です。

下城委員            他にいかがでしょうか。

佐藤委員            後ろの方に学校別の希望者数が載っていますけれども、その中で在県外国人の特別募集が定員106に対して希望者86、インクルーシブが定員378に対して231、それから、定時制について、普通科計で1,890に対して548、これらの数字について、現時点での評価、これまでと比べてどうかというような評価と、それから、定時制の募集に関して、募集停止を発表した学校について数字が落ちた事実、希望者数が減った事実があるのかどうかお伺いします。

高校教育課長        まず、在県外国人等特別募集枠ですけれども、これは10月時点の希望者ということで、昨年度の倍率を見ると、全体だと概ね1.0倍ぐらいとなっておりますので、この時点ではまだ動きがあるかと考えております。定時制については、様々な事情や背景で定時制を希望する生徒たちのために、ある程度の募集枠を確保しているというところがありますので、これが定員を満たしてないというよりは、むしろ希望する生徒たちのための募集枠と考えております。

インクルーシブ教育推進課長   インクルーシブ教育実践推進校に関しては、令和6年度から4校プラスされるということで定員の方も増えておりますが、元々の考え方が知的障害のある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するという目的で学校を指定しておりますので、全部定員を埋めるという目的ではないという中で、新たに指定した横浜・川崎地区の希望者に関しては若干増加していますし、昨年度、募集が定員を超えてしまった学校

に関しては、今年度は定員を超えないというようなところも含めて、同一地区の各校に分散している傾向は伺えるかと思えます。ただ、早い段階から実践推進校の取組について、きちんと理解を深めて積極的に進路選択ができるようにということで、周知の方は今後も検討していきたいと思っております。

下城委員            よろしいですか。

佐藤委員            募集停止校については。

高校教育課長        希望人数がどのようにというところについては、昨年度の希望人数のデータが手元にないところではあるのですけれども。

行政課長            特別募集者等以外と特別募集等で希望者数を統計として、今年度から取り始めた状況です。その背景としては、県民の方からの問合せ等、また、特別募集を実施する学校数が増加をして存在感が増しているということを含めて、やはり、そういったニーズも含めて調査をするべきではないかと判断をして、今年度から調査対象として別に分けて行うこととしました。そういった背景もありまして、数字的には、今後、そういった積み重ねの部分での分析等はできてくるのかと考えております。以上です。

下城委員            他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に一言だけ。先日、神奈川工業高等学校のP-TECHの取組を見せていただきました。非常によく頑張られていて、高等学校一年生の発表だったのですが、つまり、中学校の進路指導が非常にうまくいった子たちが集まって活躍している、伸び伸びとやっているのだなというのが伺えました。私自身、横浜国立大学で教えていますが、高校の進路指導ですよね。普通科から上がってくる人が多いのですが、教育学部なので、ある程度は決まってはいるのですが、やはり、一つ前の高校段階の進路指導というのが非常に大事になってくると思います。校種の違い、設置者の違いという大人の事情もありますけれども、最初に笠原委員が言われたように、そのためにキャリアパスポートというものを本人が持って、持ち上がっていくということも取り組まれているわけですので、その辺、非常に大事だと思いますので、今後ともしっかりご指導をお願いしたい。大人同士の連携が非常に大事になってくると思いました。以上です。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にないようでしたら、次に日程第2の報第13号に移ります。

学校支援課長 ファイル02をお開きください。報第13号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱について」ご説明します。本件は、神奈川県いじめ防止対策調査会の委員一名の退任に伴い、神奈川県弁護士会から後任の委員の推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき、令和5年11月21日に委員を委嘱したので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき報告するものです。

内容については、2/3ページでご説明します。「1 神奈川県いじめ防止対策調査会の概要」です。神奈川県いじめ防止対策調査会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教育委員会が実施するいじめの防止対策のあり方や施策の実効性を高めるための調査研究と、県立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、平成26年4月に設置したものです。現在の委員の任期は令和4年4月26日から令和6年4月25日までの2年間となっています。

「2 委員の略歴及び委嘱理由」です。神奈川県弁護士会から推薦を受け委嘱をしておりました、大崎克之氏が退任されました。後任として就任した委員ですが、下里大介氏が同弁護士会から新たに推薦されたので、委嘱をしました。委嘱理由ですが、資料記載のとおりです。なお、後任として就任した委員の任期ですが、規則に基づき、前任者の残任期間である令和6年4月25日までとなります。

3/3ページをご覧ください。「3 神奈川県いじめ防止対策調査会新旧委員名簿」になりますが、こちらは資料記載のとおりです。説明は以上です。

下城委員 では、ご質問がありましたらお願いいたします。

常陸委員 退任された委員のタイミングの理由について、ご説明いただいてもよいでしょうか。

学校支援課長 退任の理由ですが、神奈川県弁護士会から、10月16日に大崎氏に対して、業務停止処分をしたということで、11月上旬に同弁護士会から連絡があり、委員変更の申し出がありました。そういったことで、今回の委嘱をしました。

常陸委員 弁護士会からの申し出ということですか。

学校支援課長 お話しのとおり、弁護士会からの申し出ということです。

下城委員 他にいかがでしょうか。それでは他にないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に報第14号に移ります。

報第14号 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

管理担当課長 ファイル03「報第14号」をお開きください。「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」です。令和5年第3回県議会定例会に提案するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められましたが、急施を要したため、第一教育長職務代理者が事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

資料8/9ページをご覧ください。「1 改正の趣旨」ですが、教育長ほかの期末手当の支給割合について改正するものです。

「2 改正の内容」「(1) 期末手当の支給月数」です。ページの下の表をご覧ください。現在、教育長に支給する期末手当は、国の事務次官、本省の局長等の国の指定職の期末・勤勉手当の支給月数と同様に3.30月としていますけれども、今回、国の指定職は人事院勧告分0.10月の引き上げを行うこととなっており、本県も国の指定職の支給月数に合わせて、3.40月とするものです。なお、一般職については、期末手当と勤勉手当に分かれており、今年度の人事委員会勧告では、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げ、期末手当と勤勉手当の合計の年間支給月数は、現行の4.40月から4.50月にするとされております。次の9/9ページをご覧ください。「(2) 期末手当の支給割合」ですが、令和5年12月及び令和6年度以降の支給割合については、表に記載のとおりです。

「3 施行期日」ですけれども、令和5年度12月の期末手当に関しては公布日より施行となり、令和5年12月1日から適用され、来年6月以降の期末手当に関しては、令和6年4月1日施行としております。

なお、本案件は、教育長の期末手当の支給割合を改正する条例案であり、教育長の一身上に関する案件ですので、地教行法第14条第6項の規定により、花田教育長は議事に参与することができないこととなっております。一方で、県議会第3回定例会に議案を提出するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められ、急施を要したため、事務を臨時で代理する必要があります。そこで、地教行法第13条第2項の規定により、第一教育長職務代理者の下城委員にその事務を行っていただき、今回報告するものです。

また、本件は令和5年12月6日の県議会第3回定例会に提案され、昨日12月18日に議決しております。以上で報第14号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

下城委員 ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、次に報第15号から報第21号までの各案件、一括して扱いたいと思います。

報第 15 号	職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 16 号	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 17 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 18 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 19 号	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 20 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 21 号	任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
	説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル04報第15号～第21号「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」ほか6件についてです。報第15号から報第21号までは一連の案件ですので、まとめてご説明します。1/136ページをご覧ください。1/136ページに記載の「報第15号」から2/136ページに記載の「報第21号」までの条例の改正について、2/136ページ下段に記載の提案理由にあるように、地教行法第29条の規定に基づき、知事が県議会本会議に提案するに当たり、知事から教育委員会の意見を求められました。議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存ない旨の申出をしましたので、ご報告します。なお、本件については、令和5年第3回神奈川県議会定例会に12月6日付けで提案され、12月18日に議決されたことを申し添えます。

資料の5/136ページ以降が今回改正する条例となりますが、121/136ページ以降に改正の概要を記載していますので、121/136ページをお開きください。「1 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。教育委員会職員が対象となります。「(1) 改正の趣旨」ですが、移転料等に関する規定について、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」「(3) 施行期日等」は、資料記載のとおりです。

122/136ページをご覧ください。「2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要」です。教育委員会は、県立学校等の教職員以外の職員が対象となります。「(1) 改正の趣旨」ですが、本年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表など、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア 令和5年度の改定」として、「(ア) 給料月額」「(イ) 地域手当の支給割合」「(ウ) 期末手当の支給割合」「(エ) 勤勉手当の支給割合」、123/136ページ「(オ) その他所要の規定の整備を行う。」まで、それぞれ資料記載のとおり改定する

ものです。123/136ページの「イ 令和6年度の改定」ですが、「(ア) 地域手当の支給割合」「(イ) 期末手当の支給割合」、124/136ページ「(ウ) 勤勉手当の支給割合」「(エ) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給」「(オ) 在宅勤務等手当の新設」まで、それぞれ資料記載のとおり改定するものです。124/136ページ下段の「(3) 施行期日等」については、資料記載のとおりです。

125/136ページをご覧ください。「3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。条例の対象は、教育委員会は、県立学校等の教職員以外の職員が含まれております。「(1) 改正の趣旨」ですが、職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア 保健福祉業務等従事手当」から、126/136ページの「タ 併給禁止等」まで、それぞれ資料記載のとおり改定するものです。127/136ページをご覧ください。「(3) 施行期日」については、令和6年4月1日です。

128/136ページをご覧ください。「4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。教育委員会の職員が対象となっています。「(1) 改正の趣旨」ですが、子育て部分休暇の新設等をするため、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」ですが、「ア」週休日について、「イ」休憩時間について、「ウ」子育て部分休暇について、「エ」結婚休暇について、「オ」育児参加休暇の孫に係る規定について、まで資料記載のとおり改正するものです。129/136ページをご覧ください。「(3) 施行期日及び経過措置」については、資料記載のとおりです。

130/136ページをご覧ください。「5 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。県立学校等の教職員が対象となるものです。「(1) 改正の趣旨」及び「(2) 改正の内容」の「ア 令和5年度の改定」から、131/136ページの「イ 令和6年度の改定」の「(イ) 在宅勤務等手当の新設」までについては、先ほどご説明した、122/136ページの「2」職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例と同様の改正となります。「イ」の「(ウ) 経管栄養等特定行為業務手当」「(エ) 練習船等航海業務手当」「(オ) 漁業実習等特殊業務手当」、132/136ページ「(カ) 併給禁止等」まで、学校職員の特殊勤務手当について、資料記載のとおり改正するものです。132/136ページ中段の「(キ) 期末手当の支給割合」から133/136ページの「(ケ) パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給」までは、先ほどと同じく「2」職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例と同様の改正となっています。133/136ページの「(3) 施行期日等」については、資料記載のとおりです。

134/136ページをご覧ください。「6 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給することなどに伴い、資料記載のとおり所要の規定の整備を行うものです。

135/136ページをご覧ください。「7 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。教育委員会では、任期付職員が在籍しております。任期付研究員及び任期付職員について、人事委員会勧告を勘案して、資料記載のとおり、給料月額及び期末手当を改定するものです。私



次に、「2 補正事業の概要」ですが、「令和5年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与費等の増額を行うものです。金額等については、資料記載のとおりです。以上で、報第22号の説明を終わります。

なお、資料に記載はありませんが、この12月補正予算案については、12月6日に議会に提案され、昨日議決されております。説明は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、次に協議・報告事項の報告2に移ります。

## 報告2

### 県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長

報告2「県指定天然記念物及び名勝について」ご説明します。ファイル07「報告2」をご覧ください。本件は、かねてより教育委員会にて報告等をしております、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」の二つ目の○（丸）に記載のとおり、事業者は第10回目のモニタリング調査を実施し、令和5年11月28日に調査報告書が県教育委員会へ提出されたことから、今回、その結果等について報告するものです。

「2 第10回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「(1)」に記載のとおり、事業者は令和5年9月29日に「①水質調査」から「④海藻分布・魚類調査」までの4項目について調査を行いました。

続いて、調査結果について「(2)」に調査結果報告書の概要をまとめてお示しています。まず、水・底質環境について、一部項目（溶存酸素量及び硫化物）を除き、環境基準を満たしていました。二つ目の・（ポツ）の生物環境については、底生生物について、前回調査と比較して、個体数は減少していましたが、種類数は概ね同様でした。また、海藻について全ての地点で季節的消長がみられ、海域環境としては悪化していないと判断されました。

続いて、「3」ですが、以上の調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和5年11月30日に令和5年度第3回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、次の「ア」「イ」が確認されました。「ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。」「イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。」以上の2点です。

続きまして、「4 今後の予定」ですが、事業者はモニタリング調査を令和5年度末まで継続して実施します。また、モニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相

当程度の支障となると認められる場合、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行ってまいります。

最後に、「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、縣市等連絡会議を開催し、第9回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。報告は以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。ご質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に日程第1の定教第31号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高等学校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(10時22分非公開の会議に入り、10時42分公開の会議に戻る)

教育長            以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会はこれにて閉会といたします。

令和5年12月19日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第31号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。